



イベリア航空との共同事業、独占禁止法適用除外(ATI)の認可取得 ～共同事業の拡大によりお客さまの利便性向上、サービス拡充を図ります～

2016年8月16日
第16122号

JALは、国土交通省より、日本=欧州路線における共同事業にイベリア航空を加えることについて、独占禁止法適用除外(英語: Antitrust Immunity)の認可を取得しました。

2012年10月にブリティッシュ・エアウェイズと同路線において共同事業を開始し、2014年4月にはフィンエアーが加わり、現在3社での共同事業を行っております。この認可を受け、イベリア航空が成田に就航する10月18日から、イベリア航空を加えた4社での共同事業を開始することを目指して、具体的な協議を進めてまいります。

イベリア航空は約20年ぶりにマドリードから東京(成田)への直行便を就航します。今後、日本とスペイン間の往来のみならず、スペインを経由した欧州、南米地区、アフリカへの旅客の増加も期待されます。

JALは、今まで以上に共同事業パートナーと緊密に連携し、路線ネットワークの拡充、機内サービスの商品など、品質向上に努め、お客さまにより多くの選択肢と、より満足のいただけるよいサービスを提供してまいります。

(共同リリース)2012年9月28日 JAL、ブリティッシュ・エアウェイズ 2012年10月1日より共同事業の開始を決定

<http://press.jal.co.jp/ja/release/201209/002264.html>

(共同リリース)2014年3月26日 JAL、ブリティッシュ・エアウェイズ、フィンエアー2014年4月1日より共同事業の開始を決定

<http://press.jal.co.jp/ja/release/201403/002863.html>



以上